

費とされている。年度末における切手の未使用残高についてはセンターの資産として認識すべきものであり、貸借対照表の資産計上洩れになっている。

(改善策)

収入印紙や切手は団体の財産であり、現金のような流通性はないものの換金性が高く、リスクが大きいため、受払管理については残枚数も明示した受払記録を作成し、日常的に現物チェックを実施するよう管理手続を改善されたい。

また、年度末における未使用残高については正味財産増減計算書の期末貯蔵品棚卸高、前期末貯蔵品棚卸高に含め、貸借対照表の貯蔵品として資産計上すべきである。

(参照 共通監査結果の項1 - 12頁)

(会計事務について)

5 事業収入の認識基準について

事業収入の認識基準に則った計上がなされていない事例があるので改善されたい。

(現状および問題点)

事業収入認識基準はセンター会計規程には明示されていないものの、担当者からの聞き取りによると、従来から採用されている基準は、収入科目別に以下のとおりである。

科 目	細 目	収入認識基準	認識時点
研 修 事 業 収 入		完成基準	研修完了時
材 料 試 験 事 業 収 入		完成基準	結果報告時
県 業 務 受 託 収 入	・積算業務	完成(検収)基準	検査合格通知受領時
市町村等業務受託収入	・積算+施工管理		
設 計 積 算 シ ス テ ム 等 貸 与 業 務 収 入		発生基準	期末期間経過時
建 築 防 災 事 業 収 入	・定期報告業務 ・住宅保証機構受託 ・性能評価業務 ・耐震診断 ・建築確認検査 他	完成(検収)基準	個々の事業により細部での相違はあるが、完成基準

上記の収益認識基準から外れて事業収入を計上している以下の事例が検出された。

(1) 上記基準から見て本来計上すべき年度より先行して収益計上しているケース。

完成基準を採用している事業では、作業の完了前に部分払いなどにより収入が生じるケースがある。このような収入については、収支計算書上で収入があった年度に「事業収入」として処理されている。

(財)群馬県建設技術センター

しかし、収益の認識基準に照らして判断すると、このような収入については「前受金収入」として処理し、作業が完成した年度に「事業収入」として処理すべきである。

当該ケースの影響額は以下のとおりである。

年 度	収 入 区 分	金額(千円)
平成 13 年度	区分合計(資料未入手)	1,318
平成 14 年度	材料試験事業収入	881
	市町村等業務受託事業収入	3,085
	建築防災事業受託収入	6,354
	区 分 合 計	10,320
平成 15 年度	材料試験事業収入	322
	市町村等業務受託事業収入	2,300
	建築防災事業受託収入	5,138
	区 分 合 計	7,760

具体例(市町村等業務受託事業収入)...本来平成 15 年度に計上されるべき下記収入が平成 14 年度に計上されている。部分払金がある場合で、第 1 回の部分払金が完成年度前に支払われた時に発生している。

取 引 名		計上年度	金額(千円)
A 中学校南校舎改築	現状の処理	平成 14 年度	1,285
		平成 15 年度	1,413
	あるべき処理	平成 15 年度	2,698
B 中 学 校	現状の処理	平成 14 年度	1,800
		平成 15 年度	4,069
	あるべき処理	平成 15 年度	5,869

なお、収益計上を先行しているため、正味財産増減計算書の前期前受金、当期前受金の科目で収支計算との調整をしている。

(2) 収益認識の条件を充たさないのに、収益計上がなされているケース

住宅保証機構受託業務のうち「性能保証現地確認業務」については、現地確認後、手数料請求書と事故報告関係書類(確認レポート+見積書)がセットになった時点で、収益計上がなされる基準で運営されているにもかかわらず、未収計上物件のうち 1 件については、事故報告関係書類(確認レポート+見積書)が揃っていないのに収益計上されていた。

- ・ 事故日...平成 14 年 1 月 21 日
- ・ 調査日...平成 14 年 1 月 22 日

- ・ 請求書…平成 14 年 3 月 1 日
- ・ 事故報告関係書類…未了
- ・ 入金…未収

収益認識基準に従えば、事故関係書類の作成が完了しない限り事業収入を計上するべきではない。

(改善策)

全般に、収益認識基準が周知徹底されていない傾向が見受けられるので、期間損益把握の重要性を、再認識するためにも、各事業別の収入計上基準(会計方針)を文書化して明確にすることが必要である。そのうえで、計上部門および現場で、認識基準を共有し、それを遵守することが必要である。

## 意見

### (契約事務について)

#### 1 随意契約における理由及び見積合せ省略理由が不明確な事例について(共通)

随意契約選択理由及び見積合せ省略理由が不明確な事例が見受けられた。

##### (現状及び問題点)

センターでは、会計規程第 39 条にて「契約の事務手続は、県財務規則の規定に準じて行う。」とされている。随意契約によることができる場合は、地方自治法施行令(以下、令という)第 167 条の 2 第 1 項に定められ、そのうち第 1 号の予定価格の限度額については、県財務規則第 188 条に定められている。したがって、随意契約による場合は、令第 167 条の 2 第 1 項のどの号に該当するためかを明示する必要がある。

また、県財務規則第 190 条第 1 項では、見積合せを省略できる場合として 2 項目を定めている。したがって、見積合せを省略する場合は、第 190 条第 1 項のどちらに該当するためかを明示する必要がある。

センターでは平成 13 年度、14 年度、15 年度の 3 カ年において指名競争入札によるものが 1 件のみにとどまり、ほとんどの契約が随意契約によっている。しかも単価契約を除いては、見積合せを省略している場合が多い。

平成 15 年度の 1 件 50 万円以上の契約について整理すると次の状況にある。

##### (随意契約選択理由について)

A 随意契約根拠条項が明示され、かつそれが妥当であるもの	7 件
B 随意契約根拠条項の明示はないが、付記理由等により妥当と確認できたもの	4 件
C 随意契約根拠条項が明示されているものの、それが誤っていると判断されるもの	3 件
D 随意契約根拠条項が明示されず、付記理由もないもの	1 件
E リース契約継続中のため、随意契約根拠条項に触れていないもの	5 件

##### C の具体的な内容

- 平成 15 年 4 月 1 日起案の「平成 15 年度記帳代行及び税務顧問等に関する業務委託」については、随意契約理由として財務規則第 188 条第 6 号と記載されている。しかし、この予定価格は第 6 号の限度額を超えている。
- 同じく 4 月 1 日起票の「駐車場土地賃貸借契約」については、令 167 条の 2 第 1 項第 1 号とあるが、第 2 号が妥当。

- ・平成15年7月18日起案の「イントラネットシステムの構築及び導入に係る業務委託契約」については、契約自体はリース契約となっている。財務規則第188条第3号及び令167条の2第1項第2号と記載されているが、この予定価格はリース料の当年度分に過ぎず、上記記載のとおり、財務規則第188条第3号に該当するとは認められない。

#### Dの具体的な内容

- ・平成15年4月1日起案の「傷害保険契約の更新及び経費の支出」については、単に保険契約の更新とされているだけで、理由付記もない。傷害保険の年払い契約であり、契約先変更も考えられる契約と判断できるため、随意契約とする理由がない。

#### (見積合せ省略理由について)

A 省略根拠条項が明示され、かつそれが妥当のもの	4件
B 省略根拠条項の明示はないが、付記理由等により妥当と確認できたもの	7件
C 省略根拠条項の明示がなく、付記理由等によっても妥当と判断できないもの	2件
D 省略根拠条項が明示されず、付記理由もないもの	1件
E リース契約継続中のため、省略根拠条項に触れていないもの	5件

回議書等の起案文書において、理由の明確のものは根拠条項が明示されている一方、明確でないものについては理由の付記にとどまり、該当条項を明示していないものが多い。

#### (改善策)

理由の明確な場合に明示しているのと同様に随意契約理由、見積合せ省略理由の根拠条項の明記が必要記載事項であることを再確認し、理由の明確でないケースほど起案にあたり慎重に検討する必要がある。

回議書の書式を改善し、所定欄を設けることも一案と考える。

(参照 共通意見の項1-16頁)

## 2 リース契約における予定価格の範囲について

実質的に途中解約不能のリース契約については、予定価格をリース期間のリース料総額として、契約の条件(入札か随意契約か)を決定するべきである。

#### (現状及び問題点)

パソコン、車両等のリース契約における予定価格としては、12ヶ月分としての年額、

## (財)群馬県建設技術センター

リース期間の総額が考えられるが、回議書等の予定価格は当該年度中のリース料総額とされている。またこれらのリース契約には別途覚書が付され、本契約にはない最低使用期間および最低使用期間内に解約した場合の残リース料総額の支払義務が定められている。

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 1 号では予定価格について、「賃借の契約にあっては、予定賃貸借料の年額または総額」と定義されており、当該年度中のリース料総額では妥当でない。

事例としては、平成 15 年 9 月 16 日起案の「パーソナルコンピューターの賃貸借契約について」ではパソコン 17 台の月額賃借料の 11 月以降 3 月までの 5 ヶ月分を年額賃借料として算出し、予定価格としている。その結果予定価格 100 万円未満として事務処理規程別表により決裁区分も事務局長専決とされたほか、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 1 号該当を随意契約理由としている。

これは 4 年リースのためリース料総額としては 100 万円を超える。仮に 3 月開始のリース契約ならば、月額賃借料 90 万円であっても同様に扱えることになり、不合理である。

### (改善策)

実質的に途中解約不能のリース契約については、予定価格をリース期間のリース料総額とする。このことに伴い、既契約分のリース料についての年度ごとの契約は実質的には決裁の必要性がないと判断される。

## 3 同一業者との継続契約について

同一業者との継続随意契約は、業者との契約価格に関する客観性、合理性に関して疑問が生じるので、競争による経済性確保の観点から、見直しが求められる。

### (現状及び問題点)

賃貸借契約、リース契約、特殊機械点検整備等の契約の場合、1 者随意契約で、継続しているケースが多い。

同一業者との継続契約は、利便性はあるものの、取引価格が固定化しがちであり、予定価格による牽制を強める必要があるが、予定価格が見積価格と同一の場合が多い。

### (改善策)

同一業者との継続的な随意契約そのものが必ずしも問題となるわけではないが、取引の競争による経済性の確保が困難となるため、業者との契約価格に関する客観性、合理性の観点から随意契約の管理についてはさらなる見直しが必要である。

(物品管理について)

4 現金管理について(共通)

事業収入には現金入金によるものもあるが、現金収入の管理、統制手続が存在しない。

(参照 共通意見の項 1 - 18 頁)

5 備品等の現物管理について

備品、貯蔵品に関する台帳管理、現物管理について改善すべき点がある。

(現状及び問題点)

資産の管理状況が適切とは思われない事例があった。

- (1) 倉庫内に現在使用していないコンクリート二次製品の試験機、耐圧試験機があったが、台帳に該当がなく、廃棄処理したのか、受け入れ処理が洩れたのかどうか不明な状態であった。
- (2) 土木遺産として保存する予定の古い型式の測定器などが多数あったが、歴史的価値があるかどうか不明であり、保管状況も良好ではなかった。  
また、貯蔵品倉庫に、不明の試験機が 2 台あったが、調査の結果、土木遺産として富岡土木事務所から送られてきたものとのことであった。
- (3) 供試体研磨機(昭和 56 年取得 取得価額 337 千円)は現在全く使用されていない。購入当初は試験物が研磨されずに送られてきたが、現在は研磨済みの状態で送られてくるため不要となったものである。
- (4) 貯蔵品倉庫に、灯油、硫酸ナトリウム、ソルベントナフサ等の危険物が保管されているが、台帳がなく数量が把握されていないものがあった。

(改善策)

- (1) 固定資産台帳に記載されていないものは資産管理の対象から外れているものであり、調査の上、廃棄処理することが望ましい。
- (2) 土木遺産として群馬県の土木事業の礎を広く知らしめたいのならば、歴史的価値を吟味し、土木遺産台帳を作成のうえ管理をする必要がある。
- (3) 使用されていない遊休資産については速やかに廃棄に係る処理をするべきである。
- (4) 貯蔵品倉庫に保管されている危険物については、数量管理・在庫把握の必要がある。

(会計事務について)

6 事務処理誤りに対応した会計処理について

過年度に生じた過剰支払が当年度において精算されているが、過剰支払が生じていることに関する会計処理が適切になされていない。

(現状及び問題点)

平成 13 年 11 月に道路工事案内板デザイン製作業務委託費を支払うにあたり、委託先からの誤った請け書の金額にもとづき支払ったため、過剰支払(金額 72 千円)が生じた。当該過剰支払については、平成 15 年 5 月の支払い分から差し引くことで対応している。

過剰支払を生じた支出手続きの問題はあるが、それに対する会計処理として過剰支払額を仮払金等の勘定科目に区分して明確にすべきであった。

(改善策)

過剰支払いや過剰入金などの処理誤りが生じ、かつその精算が翌年度以降になるような場合には、過剰入出金額を仮払金や預り金などの科目に振替えることが望ましい。

7 減価償却積立預金について

減価償却積立預金の内容が不透明なので、センターとしての方針を明確にし、積立てられるべき内容及び金額の見直しを実施することが望まれる。

(現状及び問題点)

平成 15 年度の貸借対照表に計上されている減価償却積立預金は 63,621 千円である。

同積立預金については、減価償却の実施に合わせて積立てられ、資産の取替取得時に除却資産について積立てられていた積立預金を取崩すとのことである。しかし、会計規程には同積立預金に関する具体的な処理方法や取扱いの規程はない。

同積立預金(63,621 千円)と有形固定資産明細書の既償却額(41,595 千円)との差額は 22,026 千円にもなっている。

このことから、同積立預金に計上されている金額は、保有している固定資産について実施された減価償却費の累積額ではなく、除却済み資産で取替え資産が取得されていないために当該資産に係る同積立預金が含まれていると想定されるが、内訳は不明である。

(改善策)

減価償却積立預金の積立理由、処理方針が明確でないことが積立金の内容を不透明にしていることから、センターとしての方針を明確にし、積みてられるべき内容及び金額の見直しを実施することが望まれる。

## 8 雇用保険料に関する会計処理について

給与控除の雇用保険料については雑収入ではなく、共済費と相殺処理すべきである。

(現状及び問題点)

雇用保険料に係る会計処理は次のように処理されている。

- ・ 職員負担の部分を給料から控除したときは、雑収入として処理している。
- ・ 雇用保険料の納付時にセンター負担分と職員負担分を合わせた総納付額を共済費として処理している。

雇用保険料の職員負担はセンターにとって収入項目ではなく、また共済費に計上されている金額はセンター及び職員負担を合わせた金額であり支出金額としては過大になっている。したがって現状の会計処理はセンターの収支計算上妥当な処理とはいえない。

(改善策)

雇用保険料については、センターが費用(支出)として認識すべきものはセンターが負担する金額(端数部分を含む)である。したがって現状、雑収入として処理しているものは共済費と相殺処理すべきである。

## 9 建築防災事業費の報償費の消費税等課税区分の誤りについて

建築防災事業費の報償費中の県マイホーム関係検査手数料は消費税等課税区分を非課税でなく課税とすべきであった(平成15年度仕入控除不足額70千円)。

(現状及び問題点)

建築防災事業費の報償費は3区分される。すなわち、住宅保証機構関係の現場審査委託料は課税、耐震診断判定関係は不課税、県マイホーム関係の検査手数料は非課税として処理されている。

県マイホーム関係の収入については非課税との扱いが確認されているが、対応する支出が非課税となるわけではない。検査手数料は課税とすべきであった。

平成15年度検査手数料1,680千円、この消費税等70千円(比例配分方式で計算)。

(改善策)

平成16年度以降の会計処理にては適正に処理されたい。

## 10 賞与引当金計上の必要性について(共通)

プロパー職員の期末及び勤勉手当については賞与引当金を計上して発生主義で会計処理すべきである。...平成15年度残高7,018千円

(参照 共通意見の項1-19頁)